



No.621
3 分間
税ミナール

令和6年9月11日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

令和5年度ふるさと納税の寄附額が初めて1兆円超え

総務省が先月公表しました「ふるさと納税に関する現況調査」結果によりますと、令和5年度のふるさと納税の寄附件数が約5895万件(対前年度比13.7%増)、その寄附額は約1兆175億円(同15.8%増)となり、ともに前年度を大幅に上回り過去最高を更新したことが明らかになりました。ふるさと納税は、自分の生まれた故郷だけでなく、応援したいどの都道府県・市区町村にも寄附ができ、寄附金は税金の還付・控除が受けられます。

ふるさと納税は、行き過ぎた返礼品合戦の是正に向けた制度の見直し(ふるさと納税指定制度)が平成31年6月から施行されたことから、同年度の寄附件数は平成30年度から微増にとどまりましたが、令和3・4・5年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う“巣ごもり消費”の増加や災害被災地の支援を目的とした寄附などが増えたことから、寄附件数は過去最高を更新し、寄附額は初めて1兆円を超えて4年連続で過去最高を記録しています。

ふるさと納税に係る住民税控除額は約7682億円と前年度から約1.1倍に、控除適用者数は約1000万人と約1.1倍に増加し、ともに過去最高でした。ふるさと納税の寄附額は、一定上限まで原則、所得税・個人住民税から全額が控除されるわけですが、その分、寄附者が多く住む自治体ほど減収額が大きくなります。ふるさと納税に係る住民税控除の適用状況を都道府県別にみますと、相変わらず「東京都」が断然トップとなっています。

「東京都」の住民税の控除適用者数は約186万人で、その住民税控除額は約1899億円にのぼります。次いで、「神奈川県」が約97万人で控除額は約796億円、「大阪府」が約84万人で控除額は約614億円と続き、大都市部から地方部への税流出という傾向が裏付けられるものとなっています。都市部の住民が地方に寄附すると地方財政は潤いますが、一方で本来徴収できたはずの住民税が減る都市財政は苦しくなり不満が高まることとなります。

一方、ふるさと納税の受入額を市区町村別で見ますと、トップは「宮崎県都城市」で約194億円、次いで「北海道紋別市」約192億円、「大阪府泉佐野市」約175億円、「北海道白糠町」約168億円、「北海道別海町」約139億円と続きました。なお、平成31年に制度見直しを行い取り入れた新制度では、返礼品の調達費を寄附額の3割以下など、寄付の募集に係る経費は寄附額の5割以下に抑えるよう求めています。令和5年度は、全団体合計でふるさと納税に要した費用は、返礼品の調達費27.1%など各種経費の全合計で48.6%でした。

また、確定申告が不要な会社員などの給与所得者等が、地方団体5団体以内でふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先に特例の適用に関する申請書を提出することを要件に確定申告を行わなくても済む「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、利用した寄附件数が2048.2万件(前年度比17.8%増)、その寄附額も3515.1億円(同18.7%増)と件数、寄附額ともに大幅に増えています。

「ふるさと納税に関する現況調査結果(令和6年度実施)(総務省)」(令和6年8月2日)は、こちらからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000960659.pdf

